

(2) 区域

次の1の地点から7の地点までを順次直線で結んだ線及び7の地点と1の地点とを結ぶ平成6年の秋分の日における満潮位(DL+4.48メートル)の公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

- 1の地点 四番漁港 基点1(北緯32度45分11秒、東経130度36分18秒)から
316度17分21秒 263.146メートルの地点
- 2の地点 1の地点から343度51分20秒 110.339メートルの地点
- 3の地点 2の地点から31度56分49秒 27.072メートルの地点
- 4の地点 3の地点から35度45分53秒 30.110メートルの地点
- 5の地点 4の地点から39度35分51秒 26.129メートルの地点
- 6の地点 5の地点から43度22分44秒 28.159メートルの地点
- 7の地点 6の地点から46度15分57秒 23.758メートルの地点

(3) 面積

18,024.73 平方メートル

- 4 埋立地の用途
漁港施設用地
公用・公共用施設用地
- 5 関係書類の備置場所
熊本県林務水産部漁港課及び熊本市水産振興課

熊本県告示第956号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成14年12月11日

熊本県知事 潮谷 義子

- 1 保安林の所在場所 熊本県天草郡新和町大宮地字越地835の1、836、838の1、838の2、840、841、844、字南854の1、856、861、871の2、871の3、886、890、899、字中尾701、705、710、714の1、737、742、744、字高見1302、1307、1313、1316
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字越地835の1(次の図に示す部分に限る。)、836、838の1、838の2、字南861、871の3・899・字高見1302・1307(以上4筆について次の図に示す部分に限る。)
- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び熊本県天草地域振興局並びに新和町役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第957号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成14年12月11日

熊本県知事 潮谷 義子

- 1 保安林の所在場所 熊本県天草郡松島町大字合津字西永浦6680、6690、字永友6755
- 2 指定の目的 土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐は、択伐による。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県庁及び熊本県天草地域振興局並びに松島町役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第958号

公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第2条第1項の規定により、次のとおり公有水面埋立てを免許した。

平成14年12月11日

熊本県知事 潮谷 義子

- 1 免許を受けた者の住所及び氏名